



## 利島村と学校法人SOLAN学園との 連携に関する協定書



利島村（以下「甲」という。）と学校法人SOLAN学園（以下「乙」という。）は、若い世代の発想力や行動力を活かし、活力あふれる地域社会の創出に努め、誰もが幸せに暮らせる地域づくりを進めるため、次のとおり連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲乙双方が包括的な連携のもと、相互の資源を有効に活用することにより、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）教育及び人材育成・人材交流に関すること。
- （2）地域づくりの推進に関すること。
- （3）地域産業の振興及び新たな産業の創出に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 甲乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

3 甲乙のいずれかが、連携事項について変更を申し出たときは、その都度両者協議の上、必要な変更を行う。

### （有効期間）

第3条 本協定は協定締結日より発効し、有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する30日前までに、甲乙のいずれかから申し出がないときは、有効期間が満了する日から1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

### （疑義の解決）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた時は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方署名押印の上、その1通を保有する。

令和7年3月7日

甲  
東京都利島村248番地  
利島村長

乙  
愛知県瀬戸市道泉町76-1  
学校法人SOLAN学園 理事長